

第56号議案

加東市議会議員及び加東市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
の一部を改正する条例制定の件

加東市議会議員及び加東市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改
正する条例を次のように定める。

令和4年9月1日提出

加東市長 岩根 正

加東市条例第 号

加東市議会議員及び加東市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
の一部を改正する条例

加東市議会議員及び加東市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成18
年加東市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15, 800円」を「16, 100円」に改め、同号イ中「7, 56
0円」を「7, 700円」に改める。

第9条及び第10条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の加東市議会議員及び加東市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
の規定は、この条例の施行の日以後にその期日を告示される選挙から適用する。

第56号議案 要旨

加東市議会議員及び加東市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例 の一部改正（要旨）

1 改正理由

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号。以下「令」という。）の一部が改正され、
国会議員の選挙運動において、選挙運動用自動車の使用等に対する公費負担の限度額が引
き上げられたことに伴い、令に準じて定める市議会議員及び市長の選挙における公費負担
の限度額について、令で定める額とするため、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

- (1) 市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用に対する公費負担額を
改めること。（第4条関係）
ア 選挙運動用自動車の1日の借り入れの限度額を15,800円から16,100円に
改めること。
イ 選挙運動用自動車の1日の燃料費の限度額を7,560円から7,700円に改め
ること。
- (2) 市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用ビラの作成に対する1枚当たりの公
費負担額及びその限度額を7円51銭から7円73銭に改めること。（第9条及び第1
0条関係）

3 施行期日等

公布の日（施行日以後にその期日を告示される選挙から適用）

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>(選挙運動用自動車の使用の公費負担額)</p> <p>第4条 市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額を第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において選挙運動用自動車の借入契約により2台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の自動車に限る。）のそれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>15,800円</u>を超える場合には、<u>15,800円</u>）の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用さ</p>	<p>(選挙運動用自動車の使用の公費負担額)</p> <p>第4条 市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額を第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において選挙運動用自動車の借入契約により2台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の自動車に限る。）のそれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>16,100円</u>を超える場合には、<u>16,100円</u>）の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用さ</p>

れる他の選挙運動用自動車を含む。) が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7, 560円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあつた日から当該選挙の期日の前日まで(法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。第6条において同じ。)の日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき委員会が確認したものに限る。)

ウ (略)

(選挙運動用ビラの作成に関する公費負担額)

第9条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請により、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作

れる他の選挙運動用自動車を含む。) が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7, 700円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあつた日から当該選挙の期日の前日まで(法第100条第4項の規定により投票を行わうこととなったときは、その事由が生じた日。第6条において同じ。)の日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき委員会が確認したものに限る。)

ウ (略)

(選挙運動用ビラの作成に関する公費負担額)

第9条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円73銭を超える場合には、7円73銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請により、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作

成業者からの請求により、当該ビラ作成業者に対し支払う。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額)

第10条 第7条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、同条に定める候補者1人について、7円51錢に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に規定する枚数を超える場合には、同号に規定する枚数）を乗じて得た金額とする。

成業者からの請求により、当該ビラ作成業者に対し支払う。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額)

第10条 第7条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、同条に定める候補者1人について、7円73錢に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に規定する枚数を超える場合には、同号に規定する枚数）を乗じて得た金額とする。